

## (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス 重要事項説明書

あなたに対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、松山市条例に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者概要

事業者名称	医療法人 たいさんじ整形外科
所在地	松山市太山寺町912番地21
代表者名	理事長 山内 隆
電話番号	089-978-5515

### 2 サービス提供する事業所

事業所の名称	グループホーム たいさんじ
介護保険事業者番号	3870102955
所在地	愛媛県松山市太山寺町950-7
管理者	井上 真吾
電話番号	089-978-5517

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、要支援又は要介護状態で認知症のある方に、家庭的な環境の共同生活住居において、入浴・食事・排泄などの介護、他の日常生活の世話及び機能訓練を行います。
運営の方針	利用者の立場に立ち、安心と信頼を基本理念として、利用者に必要なサービスを提供できるように努めます。

### 4 事業所の概要

#### (1) 敷地及び建物

敷地	813.02 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄骨
	延べ床面積	539.10 m <sup>2</sup>
	利用定員	18名

## (2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	一人当たりの面積
食 堂	2 室	各 39.23 m <sup>2</sup>	78.46 m <sup>2</sup>
浴 室	2 室	各 3.96 m <sup>2</sup>	7.92 m <sup>2</sup>
便 所	6 箇所	(4 箇所) 各 3.4 m <sup>2</sup> (2 箇所) 各 2.4 m <sup>2</sup>	18.4 m <sup>2</sup>
居 室	18 室 (定員 18名)	各 10.40 m <sup>2</sup>	187.20 m <sup>2</sup>
居 間	2 室	各 30.80 m <sup>2</sup>	61.60 m <sup>2</sup>

※ 各居室の配置並びに構造については、パンフレットをご参照ください。

## 5 職員体制及び執務内容

従業員の職種	人員数	執務内容
管 理 者	常勤 1名 介護職員と兼務	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。 法令等において規定されている介護の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項において指揮指令を行います。
計画作成担当者	2名以上 介護職員と兼務	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行います。
介 護 職 員	16名以上 内 管理者と兼務 1名 計画作成担当者と兼務 2名以上 看護師と兼務 2名以上	利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。

## 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管 理 者	常勤 ( 8:30 ~ 17:30 )	1週 2休
計画作成担当者	常勤 ( 8:30 ~ 17:30 )	〃
介 護 職 員	日勤 ( 8:30 ~ 17:30 ) 夜勤 ( 16:00 ~ 9:00 )	〃

## 7 事業所サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
排 泄	・ 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間を通じて最低週2回の入浴または清拭を行います。</li> </ul>
離床、着替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> </ul>
整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>シーツ交換は、最低2週間に1回は行います。 (※ 汚れ、季節的な環境も配慮します。)</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の状況に適合した生活リハビリを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> <li>当事業所の保有するリハビリ器具を利用しての、身体機能の維持を図ります。</li> </ul>
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事業所は、入居者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の立てる献立表により、季節感に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。</li> <li>食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00 ~ 9:00 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況によっては代行いたします。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。</li> <li>入居者が協力病院の医療機関に通院する場合には、その介添えについて出来るだけ配慮します。ただし協力病院以外の受診については、ご家族での対応をお願いします。</li> <li>入居者等の生命または身体を保護するためやむをえない場合を除き、身体拘束や行動の制限をいたしません。</li> </ul>
レクリエーション 施設の利用、その他の生活サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種行事を行います。</li> <li>事業所外へのレクリエーション等に出かけます。</li> </ul>

金 錢 管 理	利用者等より申し出があった場合は、入居者等に変わり金銭管理を行います。
	お預かり金銭 : 現金のみ
	金銭の限度額 : 1万円までとします。
	金銭の管理 : 金銭管理を適正に行うため、担当者を置きます。 個人別に預り金出納帳で管理します。
	毎月末に出納管理責任者が、帳簿と記録、領収書等で現金と照合し、現金残高を確認します。
	保管場所 : 事務室金庫
	保管管理者 : 管理者が責任をもって管理します。
	金銭状況の報告 : 毎月、出納帳、領収証等を請求書送付時に同封して報告します。
	金銭の返還 : 入居者等より返還の申し出があった場合や退居の場合は、速やかに返還いたします。

## 8 利用料

法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (地域密着型介護サービス費の利用者負担割合額)	下記を参照
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (地域密着型サービス費の基準額に同じ)	

### 介護報酬告示

サービスの種類	要介護区分等	1割 負担	2割 負担	3割 負担	説明 と 同意
(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護費 (1日)	要支援2	749	1,498	2,247	
	要介護1	753	1,506	2,259	
	要介護2	788	1,576	2,364	
	要介護3	812	1,624	2,436	
	要介護4	828	1,656	2,484	
	要介護5	845	1,690	2,535	
若年性認知症利用者受入加算	(1日)	120	240	360	
初期加算(入居日から30日以内の期間)	(1日)	30	60	90	
入院時費用(1カ月に6日を限度)	(1日)	246	492	738	
看取り介護加算 ※ 看取り時に、個々に 説明し別途同意を頂く	死亡日以前31日以上45日以下(1日)	72	144	216	
	死亡日以前4日以上30日以下(1日)	144	288	432	○
	死亡日以前2日又は3日(1日)	680	1,360	2,040	
	死亡日(1日)	1,280	2,560	3,840	
協力医療機関連携加算	(月)	100	200	300	○
医療連携体制加算I(イ)	(1日)	57	114	171	○

医療連携体制加算Ⅱ	(1日)	5	10	15	
退居時情報提供加算	(1回)	250	500	750	対応時
退居時相談援助加算	(1回限り)	400	800	1,200	対応時
認知症専門ケア加算Ⅰ	(1日)	3	6	9	
生活機能向上連携加算Ⅰ	(1カ月)	100	200	300	
口腔衛生管理体制加算	(1カ月)	30	60	90	
口腔栄養スクリーニング加算(6カ月に1回を限度)		20	40	60	
科学的介護推進体制加算	(1カ月)	40	80	120	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	(1日)	22	44	66	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		1カ月分の合計単位数に対して 18.6%			

その他

居住費	1月 37,000 円
一月に満たない場合(入居、退居時など)は日割り	1日 1,233 円
食事代	1日 1,300 円
水道光熱費	1日 330 円
施設管理費 (エレベーター、ガス給湯器、床暖房・空調システム、浄化槽、消火器・スプリンクラー・火災通報装置・自動火災報知機・火災受信機・誘導灯、車両、庭木、ゴミ処理の維持管理に必要な費用、共有部分の掃除費、火災保険費など)	1月 5,000 円 1日 167 円
オムツ代	実費
理美容代	実費
衛生消耗品等	実費
扇風機及び電気毛布類使用電気代	各1日 50 円

## 9 利用に際しての留意事項

生 活	<p>次の行為を行ってはいけません。</p> <p>① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益の為に他人の自由を侵す事。</p> <p>② 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼす事。</p> <p>③ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害する事。</p> <p>④ 指定した場所以外で、火気を用いる事。</p> <p>⑤ 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出す事。</p>
面 会	職員にお申し出ください。

外出・外泊	行き先と帰宅時間をお申し出ください。
居室・設備器具の使用	本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合、賠償していただくことがございます。
所持品の管理	ご本人が管理される事が原則です。場合によっては、事務室にてお預かりいたしますのでお申し出ください。
携帯電話	ホーム内での所持はご遠慮ください。

## 10 協力医療機関

医療機関の名称	たいさんじ整形外科	長谷川歯科医院
所在地	松山市太山寺町912-21	松山市北条771-7
電話番号	089-978-5515	089-992-3768
診療科	整形外科	歯科
入院設備	無	無

## 11 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該当利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

損害賠償責任保険	保険会社	損害保険ジャパン株式会社
	保険名	賠償責任保険
	補償の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託物の賠償保障（普通品補償）</li> <li>介護支援事業者等補償</li> </ul> (被害者対応費用、事故対応費用、人格権侵害、経済的損失、徘徊時賠償、受託貴重品)

## 12 苦情申し立て窓口

利用相談窓口	場所 時間 電話番号 相談受付人	グループホームたいさんじ 各階の事務室 午前8時30分～午後5時30分 089-978-5517 管理者
相談解決の手順		管理者で解決できない場合は、以下の手順にて結果を報告します。 理事長 管理者 ⇒ または ⇒ 相談者へ報告 各相談機関

他利用相談窓口	<p>松山市役所 指導監査課</p> <p>時 間 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 089-948-6968</p> <p><u>愛媛県国民健康保険団体連合会</u></p> <p>時 間 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 089-968-8700</p> <p><u>愛媛県福祉サービス運営適正化委員会</u> (<u>愛媛県社会福祉協議会</u>)</p> <p>時 間 平日 午前 9時～12時 午後 1時～4時30分 電話番号 089-998-3477</p>
第三者評価実施状況	<p>実施の有無 有</p> <p>実施側近年月日 令和 5年 9月 29日</p> <p>実施した評価機関 運営推進会議を利用した外部評価</p> <p>評価結果開示状況 インターネット上(ホームページ) 施設内玄関に文書により掲示</p>

### 1.3 虐待防止について

虐待の発生 及び 再発の防止	<p>事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。</p> <p>① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。</p> <p>② 虐待の防止のための指針を整備します。</p> <p>③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。</p> <p>④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。</p>
発見した場合	<p>事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。</p>

### 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	<p>非常災害に備え、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知します。</p> <p>施設内玄関に文書により掲示します。</p>
--------	--

近隣との協力関係	消防署と近隣防災協定を締結し、常時の相互の応援を約束しております。			
平常時の訓練等	別途定める「グループホームたいさんじ消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。			
防 災 設 備	設 備 名 称	有無	設 備 名 称	有無
	避難階段	有	防災扉・シャッター	無
	スプリンクラー	有	屋内消火栓	無
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知機	無
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	無
	カーテン、布団等は防災加工のものを使用しております。			
消防計画等	有	防火管理者	和家早苗	

## 1.5 秘密保持と個人情報の保護について

秘密保持	<p>① 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ます。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

## 1.6 身体拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ② 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③ 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 1.7 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。